

やない 広報

6.11
2020
No.329

新型コロナウイルス感染症関連情報 2～5ページ

- 事業者に対する支援制度
- 各種保険料・国民健康保険税の減免制度 ほか

特集 土砂災害から命を守るために 6ページ

柳井ブランド「きんさい柳井」新規認証募集 12ページ

6月は「食育月間」 20ページ



市内で開催予定の行事等は、新型コロナウイルス感染症の状況により日程・内容などが変更される可能性があります。事前に主催者によく確認しましょう。

フードバンク山口へ平郡島特産品を寄贈

(6/1・フードバンク山口しゅうなんステーション)

事業者に対する支援制度

各種支援金等

■新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金(県事業)

1事業者あたり
10万円

新型コロナウイルス感染症による売上減少等の影響が大きい県内の食事提供施設に、営業維持のための支援金を交付します。

- 対象者 以下のすべてに該当する事業者
 - ▼県内の食事提供施設を営業する事業者であること
 - ▼県から休業要請した施設を営業する事業者でないこと
 - ▼県内に住所(法人の場合は本店の所在地)を有する者
- 申請方法 県ホームページから申請書をダウンロードし、書類に記入・押印の上、必要書類を添

えて原則として郵送で提出してください。

- 申請期限 6月30日(火) ※消印有効

●提出先・問い合わせ

※市内に住所地(法人の場合は本店所在地)がある事業者が対象です。

柳井商工会議所 ☎ 3731

大島商工会 ☎ 2414

■事業継続支援金(市事業)

国の持続化給付金を受給し、その給付上限を超えた収入の減少額がある事業者に支援金を交付します。

上限 **10万円**

- 対象者 国の持続化給付金を受給し、給付上限額(法人200万円、個人事業主100万円)を超えて収入が減少した事業者で、以下の条件を満たす事業者
 - ▼法人／市内に本社・本店がある
 - ▼個人事業主／市内在住で、かつ市内に事業所がある
- 申請方法 国の持続化給付金の給付通知書が届いた後、右のいずれかの方法で申請してください。

- ①電子申請 市ホームページの電子申請システムから申請できます。※可能な限り電子申請で申請してください。

- ②書面による申請 商工観光課備付の申請書類に記入・押印の上、必要書類を添えて申請してください。

- 申請期限 令和3年3月31日(水) ※郵送の場合は必着

●提出先・問い合わせ

商工観光課 ☎ 2111 内線 364

■労働者雇用調整支援金(市事業)

国の労働者雇用調整助成金を受給し、事業主負担額がある事業者に支援金を交付します。

上限 **50万円**

- 対象者 国の雇用調整助成金を受給し、事業主負担がある事業者(市内に本社・本店がある事業者に限る)
- 申請方法 雇用調整助成金が給付された後、商工観光課に問い合わせてください。

- 申請期限 9月30日(水)

●提出先・問い合わせ

商工観光課 ☎ 2111 内線 360

■異業種連携支援(市事業)

交通事業者と飲食店との連携事業に係る配送料について助成します。

配送料の **1/2**
(上限1,000円/回)

- 対象期間 7月31日(金)まで
- 利用方法
 - ①利用者からテイクアウト可能飲食店へ電話して注文し、受取時間などを聞く。
 - ②利用者が店舗名と受取時間をタクシー事業者に伝える。

- ③タクシー事業者が受取時間に店舗に行き、代金を支払って利用者に配達する。

- ④利用者は受取時にタクシー事業者に代金と軽減後の配送料を支払う。

●問い合わせ

商工観光課 ☎ 2111 内線 363

支援・相談窓口

■持続化給付金申請サポート会場(予約制)

持続化給付金の電子申請が難しい事業者のために、窓口での相談・申請支援を行う申請サポート会場が、開設されています。事前申込の上、書類を準備して来場してください。

○会場 柳井商工会議所 1 階研修センター

○予約方法 WEB 予約、電話予約（自動音声予約システムまたはオペレーター対応）のいずれか

※予約時に柳井会場の会場コード「3507」が必要になる場合があります。

●電話予約

専用ダイヤル(自動音声予約) ☎ 0120-835-130

電話予約窓口(オペレーター対応) ☎ 0570-077-866

●問い合わせ

持続化給付金コールセンター ☎ 0120-115-570

■新型コロナウイルス感染症対策相談(予約制)

柳井商工会議所に、社会保険労務士等の専門家とのワンストップ相談窓口を開設し、雇用調整助成金の申請などに関する相談を受け付けます。また、助成金申請に係る社会保険労務士等への委託費の一部を助成します。

●問い合わせ

柳井商工会議所 ☎② 3731、大畠商工会 ☎④ 2414

各種保険料・国民健康保険税の減免制度

■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などで保険料(保険税)の納付が困難なときは、徴収猶予や減免を受けられる場合があります。収入や所得などを確認する必要がありますので、まずは相談してください。

●問い合わせ ☎② 2111

国民健康保険税／税務課(内線 134)

後期高齢者医療保険料／市民生活課(内線 169)

介護保険料／高齢者支援課(内線 155)

■国民年金保険料(臨時特例措置)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少し、保険料の納付が困難な場合は、簡易な申立書を提出することで保険料の免除・猶予および学生納付特例申請ができます。

○対象 つぎのいずれにも該当する人

▼新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した

▼所得が相当程度まで下がった

○対象期間 令和 2 年 2 月分以降の保険料

○手続きに必要なもの

①年金手帳またはマイナンバーカード

②印鑑(自署の場合は不要)

③所得の申立書(臨時特例用)

④学生は学生証の写しまたは在学証明書

○その他

▼失業や退職、事業の休廃止の場合は従来の免除申請もできます。

▼一部免除承認の場合は、減額された保険料納付が必要です。

▼承認期間の保険料は 10 年以内に追納できます。

▼郵送でも受け付けます。

●問い合わせ

市民生活課 ☎② 2111 内線 168、169

ひとりで悩まず、相談を

新型コロナウイルス感染症は健康や生活などに影響し、様々な問題を引き起こす可能性があります。ひとりで抱え込まずに、相談してください。

●問い合わせ

自殺に関する悩み相談／健康増進課 ☎②③ 1190

D V相談／政策企画課 ☎②② 2111 内線 470



■自殺に関する悩み相談窓口

相談窓口	電話番号	受付時間	SNS相談
よりそいホットライン	☎ 0120-279-338	24時間365日対応	よりそいチャット  QRコードを読み取り、LINEで「生きづらびっと」を友だち追加して登録してください。 月 火 水 金 土 17:00～22:30（受付は22:00まで） 木 11:00～16:30（受付は16:00まで）
いのちの情報ダイヤル“絆”	☎ 083-902-2679	火 金 ※祝日・年末年始を除く 9:00～11:30 13:00～16:30	
心の健康電話相談	☎ 083-901-1556	月～金 ※祝日・年末年始を除く 9:00～11:30 13:00～16:30	
こころの耳電話相談	☎ 0120-565-455	月 火 17:00～22:00 土 日 10:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く	

■D V相談窓口

外出自粛や休業等が原因となり、D V被害が深刻化するおそれがあります。遠慮なく相談してください。

●相談窓口

D V相談+ ☎ 0120-279-889（24時間受付）

☑ <https://form.soudanplus.jp/mail>（メールフォーム）

SNS <https://form.soudanplus.jp/ja>（受付時間 12:00～22:00）

こころの相談会を開催しています （要予約）

○日時 毎月第1（水）13:30～15:00

○会場 市保健センター

●申込・問い合わせ

市保健センター ☎②③ 1190

新型コロナウイルス感染症の関連情報を 市ホームページに掲載しています

●市長メッセージ

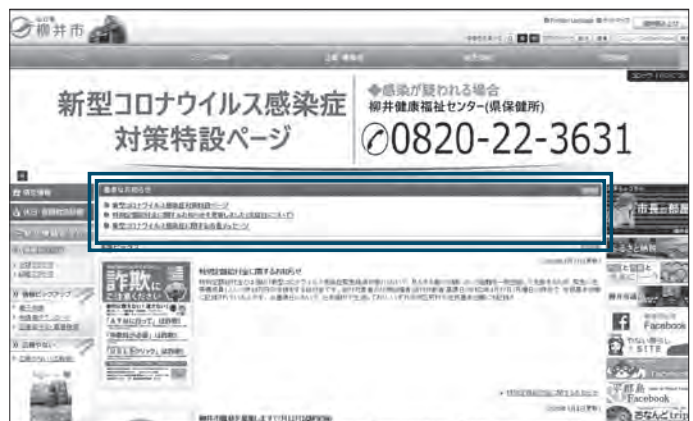
●特別定額給付金情報

●事業者支援情報

●感染症対策窓口 など

日々状況は変わるため、定期的に最新情報を確認しましょう。

URL <https://www.city-yanai.jp/>



新規感染者数は限定的となりましたが、再度の感染拡大を予防する必要があります。基本的な感染対策を継続するとともに「新しい生活様式」を積極的に実践していきましょう。

●問い合わせ 健康増進課 ☎③1190

「新しい生活様式」の実践例

(令和2年5月4日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言)

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

● 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ・ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ・ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

● 移動に関する感染対策

- ・ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・ 帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ・ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

・ まめに手洗い・手指消毒

・ 咳エチケットの徹底

・ こまめに換気

・ 身体的距離の確保

・ 「3密」（密集、密接、密閉）の回避

・ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- ・ 通販も利用
- ・ 1人又は少人数ですいた時間に
- ・ 電子決済の利用
- ・ 計画を立てて素早く済ます
- ・ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・ レジに並ぶときは、前後にスペース

● 娯楽、スポーツ等

- ・ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ ジョギングは少人数で
- ・ すれ違うときは距離をとるマナー
- ・ 予約制を利用してゆったりと
- ・ 狭い部屋での長居は無用
- ・ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ・ 会話は控えめに
- ・ 混んでいる時間帯は避けて
- ・ 徒歩や自転車利用も併用する

● 食 事

- ・ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・ 屋外空間で気持ちよく
- ・ 大皿は避けて、料理は個々に
- ・ 対面ではなく横並びで座ろう
- ・ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

● 冠婚葬祭などの親族行事

- ・ 多人数での会食は避けて
- ・ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ・ テレワークやローテーション勤務
- ・ 時差通勤でゆったりと
- ・ オフィスはひろびろと

- ・ 会議はオンライン
- ・ 名刺交換はオンライン
- ・ 対面での打合わせは換気とマスク



柳井玖珂線の崩落(平成30年7月)

特集 土砂災害から命を守るために ～6月は土砂災害防止月間～

本市では、今年4月に組織改編により「危機管理課」を設置しました。今後も、市役所組織全体の防災対応力の向上と、防災に対する市民の力のさらなる向上を図っていきます。いざ災害が起きたときでも、市民一人ひとりが様々な事情を抱え、環境や状況も違うなかでも支え合う。そのことを互いに誓いあう「土砂災害防止月間」にしましょう。

●問い合わせ 危機管理課 ☎2111 内線 491



余田地区・市道尾林線の冠水(平成21年7月)



新庄地区・市道南広瀬山ノ口線の冠水(平成21年7月)

危機管理室から危機管理課へ

過去10年を振り返るだけでも、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、今年の台風15号、19号など枚挙にいとまがないほどに全国各地で大規模な自然災害が多発しています。

平成21年7月の中国・九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨では、本市においても甚大な被害が発生しました。



▲市斎苑入口の崩落(平成21年7月)

本市では、総務部に危機管理室を置き、防災・交通安全・岩国基地問題などに取り組んできましたが、頻発する自然災害への対応力をさらに強化するため、今年4月から専任職員を増員し、「危機管理課」を設置しています。

いつ災害が発生しても迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理課を中心に研修や訓練などを積み重ね、市役所組織全体の防災対応力の向上を図っていきます。

同時に、防災出前講座や避難訓練などのあらゆる機会を通して、今まで以上に市民の皆さんに直接働きかけ、防災に対する市民の力を一緒になって高めていきたいと考えています。



▲避難訓練の様子(阿月地区)

災害は必ず起きる

「私は大丈夫」。自然災害と聞いて、誰もが思うことかもしれません。

しかし、現在では、万が一の災害に備えるというよりも、むしろ災害が確実に起きることを前提に事前の対策を定め、最低限の準備を“粛々と”整えておく必要があります。

まずは、ハザードマップで自宅のおかれている状況、避難経路や避難場所を確認しましょう。

家庭内備蓄は「理想は7日分、最低3日分の水・食料」と言われています。使いながら備蓄する「ローリングストック法」を活用し、無理なく備蓄しましょう。

また備蓄とは別に、避難するときにはまず持ち出す「非常持出品」も準備しておきましょう。

非常持出品は避難の際に緊急的に持ち出すもので、持病の薬やアレルギー対応食など、命にかかわる必需品を優先します。リュックサックなどに入れて、玄関や寝室など持ち出しやすい場所に保管しておきましょう。

【非常持出品の例】

水・非常食	水：1人1L 食料：1人1食分 (缶詰やクラッカーなど、火を通さずに食べられるもの)
救急医療品	マスク、消毒用品、ばんそうこう、常備薬、お薬手帳(コピー)など
貴重品	多少の現金(公衆電話用の硬貨も)や健康保険証のコピーなど
懐中電灯	予備の電池を準備するか、発電式のもの
携帯ラジオ	手動で充電できるもの (携帯電話を充電できるものが便利)
その他	ヘルメット、下着類、軍手、タオル、ティッシュなど

■日頃の備え

<https://www.city-yanai.jp/site/bousai/sonae.html>



自主防災組織を立ち上げましょう

本市では平成12年に、災害時に向けて普段から「みんなで助け合う」ことをめざす自主防災組織設立の取組を始めました。

令和2年4月末現在で63自治会と、組織率は市内全314自治会の20%ですが、平成29年4月末の31自治会と比べ、近年その立ち上げが着実に進んできています。

市では地域防災の要となる自主防災組織の設立準備から設立後の継続的な活動まで支援しています。「避難体制づくり支援員」を派遣する制度も始まります。まずは危機管理課に相談してください。

適切な避難を心がけましょう

全国的に指摘されているように、コロナ禍のなか、避難所は3密(密閉・密集・密接)状態になる可能性があります。

市などの情報発信を受けて避難する際には、まずは安全な親戚や友人宅への避難を検討してください。

そのことが難しい場合には、災害種別ごとの適切な避難所に避難してください。

また、市では畳マットや非接触型体温計などの整備をすすめ、避難所における感染症対策を図っています。

避難時は、ソーシャル・ディスタンス(社会的距離)の確保、十分な換気の実施、健康状態の確認や、手洗いの徹底などにもご協力をお願いすることになります。

■新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難について

<https://www.city-yanai.jp/site/covid-19/covid-19hinan.html>



柳井市防災メールに登録を

柳井市防災メールに登録をしておきましょう。次のアドレスに空メールを送信し、返信されたメールの内容に従って登録すれば完了です。市の防災情報がメールで届きます。

■柳井市防災メール

✉ yanai@xpressmail.jp



指定緊急避難場所と 指定避難所の把握を

避難すべき場所は災害の種類によって異なります。指定緊急避難場所と指定避難所を市危機管理課、各出張所・連絡所や市ホームページで確認しておきましょう。大きな災害になると、連絡がとれなくなる可能性があります。どこへ避難するのか、事前に家族で話し合っておきましょう。

■指定緊急避難場所・指定避難所情報

<https://www.city-yanai.jp/site/bousai/hinansho.html>



▼神代地区体育館は避難場所として使用できなくなることに伴い、「神代地区体育館・グラウンド」の名称を「神代地区グラウンド」に変更しました。

▼閉校に伴い、「柳井南中学校」の名称を「旧柳井南中学校体育館・伊保庄地区グラウンド」に変更しました。

●問い合わせ

○土砂災害全般／柳井市土砂災害ハザードマップなど

土木課 ☎2111内線223

○緊急避難場所・避難所／自主防災組織／市防災メールなど

危機管理課 ☎2111内線491

土砂災害警戒情報を チェックしましょう

天気予報や注意報・警報に注意しましょう。警報発表時で災害の恐れが

高まったときには、気象庁・県が土砂災害警戒情報を発表します。テレビ(④ボタン)・ラジオ・防災メールで情報収集し、早めの避難を心がけましょう。

■山口県土木防災情報システム

<http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/>



■山口県土砂災害ポータル

<http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/portal/>



災害危険度をいち早く チェックしましょう

気象庁ホームページでは以下のとおり気象警報を確認できます。

①大雨警報等の5日先までの早期注意情報(警報級の可能性)を[高][中]の2段階で提供します。

②警報・注意報の発表時に危険度の予想を色分けして提供します。

③大雨・洪水警報発表時に、危険度が高まっている場所を地図上に色分けして表示します。

●気象警報への問い合わせ

下関地方気象台

☎083-234-4007

■気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



土砂災害の前ぶれに注意

土砂災害は、主にがけ崩れ、地すべり、土石流の3種類に分けられます。次の前ぶれがあった場合には迅速な避難を心がけましょう。

■がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

雨水がしみ込んだ斜面が急激に崩れ落ちる。

<前ぶれ>

▼がけからの水が濁る

▼がけに亀裂が入る

▼小石がぱらぱらと落ちてくる

▼地下水や湧水が止まる

■地すべり

広範囲にわたり大量の土砂がゆっくりと移動する。

<前ぶれ>

▼地面にひび割れができる

▼沢や井戸の水が濁る

▼斜面から水がふき出す

▼家や擁壁に亀裂が入る

■土石流

長雨などにより石や土砂を一気に下流へ押し流す。

<前ぶれ>

▼山鳴りや立木の裂ける音がする

▼石のぶつかりあう音がする

▼急に川の水が濁り流木が混ざり出す

▼腐った土の臭いがする

冠水した道路の通行は 避けましょう

冠水した道路はできるだけ通行しないようにしましょう。やむをえず通行するときには十分に注意してください。道路と水路の境が見えずに水路に落ちたり、冠水により見えない障害物につまずいたりしてケガをする可能性があります。

土砂災害や河川の決壊が 発生したら

土砂災害や河川の決壊が一度起こると、雨が止んで河川の水量が減ったり、土砂の崩壊が止まるまで、対策をとることができません。そのような箇所を見つけたら、無理に近づかず、市へ連絡しましょう。

●問い合わせ

▼土木課 ☎2111内線221～224

▼休日・夜間 ☎2116

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、 自宅の災害リスクと、 とるべき行動を確認しましょう



👉 ハザードマップポータルサイトは
こちらから検索できます

避難行動判定フロー

スタート!

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所に避難しましょう

国民健康保険 後期高齢者医療のお知らせ

後期高齢者医療保険料の通知書を 7月中旬に送付します

■保険料の通知書は2通りの方法で
納付方法により通知書の形式が異
なります。

▼はがき形式：特別徴収（年金天引）
の人、口座振替の手続をした人

▼封書形式：納付書で納める人

■均等割額・所得割率・上限額が改
定されます

○令和2・3年度

▼均等割額 53,847 円(52,444 円)

▼所得割率 10.48% (10.28%)

▼上限額 64 万円(62 万円)

※()内は令和元年度

■保険料の計算は

均等割額 / 53,847 円

+ 所得割額 / [賦課のもととなる所得
金額 (令和元年中の所得 - 33 万円)
× 10.48% (所得割率)]

= 年間保険料(上限額 64 万円)

■均等割額の軽減基準が見直されます
(下線部が変更点)

令和元年中の世帯主と世帯の被保険
者の所得の合計額により、均等割額が
軽減されています。

世帯の所得の合計額	軽減 割合
33 万円以下	7.75 割 ※元年度 : 8.5 割
33 万円以下の世帯のうち、被 保険者全員が年金収入 80 万円 以下で、その他各種所得がない	7 割 ※元年度 : 8 割
33 万円 + (28.5 万円 × 被保険 者数) 以下 ※元年度 : 28 万円	5 割
33 万円 + (52 万円 × 被保険者 数) 以下 ※元年度 : 51 万円	2 割

●問い合わせ

▼保険料の賦課について

山口県後期高齢者医療広域連合
業務課 ☎ 083-921-7111

▼保険料の納付について

市民生活課

☎ 2111 内線 168,169

国保・後期高齢者医療 新しい被保険者証(保険証)を 7月下旬に送付します

国保・後期高齢者医療の保険証の有効
期限は7月31日までです。新しい保
険証は7月末までに簡易書留で郵送し
ます。

▼郵送する新しい保険証は8月1日
から使用してください。

▼現在の保険証は8月1日以降、使
用できません。各自で処分してく
ださい(返却不要)。

■保険証の色

現在 / オレンジ色 → 更新後 / 薄紫色

●問い合わせ 市民生活課

☎ 2111 内線 150,151,169

国民健康保険

【限度額適用認定証】

【限度額適用・標準負担額減額認定証】
申請・更新

医療機関・保険薬局等に「認定証」を提
示することで、1カ月の支払いが自己
負担限度額で済み、住民税非課税世
帯の人は入院時の食事代が減額されま
す。自己負担限度額は世帯の所得状
況(住民税課税・非課税等)、国保加入
者の年齢等により異なります。詳しく
は申請時に確認してください。

※国民健康保険税に未納があると認定
証を交付できない場合があります。

■認定証の申請(新規)

事前に申請して認定証の交付を受け
てください(申請月の初日から認定)。

■認定証の更新

7月下旬に更新のお知らせを送付し
ます。引き続き認定証が必要な人は、
8月31日(月)までに申請してください。

○申請・更新場所

市民生活課、各出張所・連絡所

○申請に必要なもの

現在の認定証(更新の人)、国保被保
険者証(保険証)、印鑑、個人番号(マ
イナンバー)のわかるもの

○長期に入院したとき

次の要件をすべて満たす人は、標準
負担額(食事代)がさらに減額でき
る場合があります。申請・更新時に
入院日数を確認できる書類(病院の
領収書など)を持参してください。

▼現在、認定証の交付を受けていて、
区分が「オ」または「Ⅱ」

▼認定期間内で過去12カ月の入院日
数の合計が91日以上ある

●問い合わせ 市民生活課

☎ 2111 内線 150,151

後期高齢者医療

【限度額適用認定証】

【限度額適用・標準負担額減額認定証】
申請・更新

後期高齢者医療の被保険者で住民税
非課税世帯の人は「限度額適用・標準
負担額減額認定証」を、住民税課税所
得が145万円以上690万円未満の被
保険者及び同じ世帯の被保険者は「限
度額適用認定証」の交付を受けること
ができます。医療機関・保険薬局等
にこの認定証を提示することで、1
カ月の支払いが自己負担限度額で済
み、住民税非課税世帯の人は入院時
の食事代が減額されます。

■認定証の申請(新規)

事前に申請して認定証の交付を受け
てください(申請月の初日から認定)。

■認定証の更新(手続不要)

現在、認定証を持っていて8月以降
も該当する人には、7月末までに新し
い認定証を郵送します。

○申請場所

市民生活課、各出張所・連絡所

申請に必要なものは次ページ

○申請に必要なもの

▼後期高齢者医療被保険者証(保険証)

▼個人番号(マイナンバー)のわかるもの

○長期に入院したとき

「区分Ⅱ」の認定証の交付を受けていて、過去12カ月の入院日数が91日

以上の場合、入院時の食事代がさらに減額となる場合があります。入院日数を確認できる書類(病院の領収書など)を持参してください。

※すでに長期入院の認定を受けている人は、申請不要場合があります。市民生活課に確認してください。

●問い合わせ

市民生活課

☎2111 内線 169

山口県後期高齢者医療広域連合

業務課 ☎ 083-921-7111

国民健康保険加入の皆さんへ

特定健診の受診券を発送します

自覚症状がないまま進行する生活習慣病は、特定健診で予兆を発見して生活改善をすることで防ぐことができます。年1回の健康チェックにもなり自分の健康管理に役立ちます。対象者は無料で受けられますので、この機会に受診しましょう。

受診券と案内を6月上旬に発送する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の状況によっては発送を延期する場合があります。

●問い合わせ 市民生活課 ☎2111 内線 151

■個別健診(要申込)

○対象 令和2年度中に40歳から74歳になる人および令和3年3月に75歳になる人で、受診日当日に国保加入者

※国保の人間ドックを受ける人は対象外です。

※通院治療中の人も対象になります。かかりつけ医に相談してください。

○健診項目 問診、診察(身体測定・血圧)、尿検査、血液検査(脂質・血糖・肝機能・腎機能・貧血)、心電図

○受診期間 受診券が届いた日～令和3年2月28日(日)

○受診場所 柳井医師会指定の医療機関

○自己負担額 無料

○必要なもの 特定健診受診券、国保の保険証

○申込 事前に健診を受ける医療機関に直接申し込んでください。

○健診結果 受診した医療機関で結果の説明を受けてください。

○注意事項

▼受診前後の手洗い・消毒、咳エチケットなどの感染予防に心がけましょう。

▼体調不良の時は受診を控えましょう。

※令和2年度の集団健診は中止します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、秋の集団健診は中止します。

■特定保健指導の対象者となる基準

特定健診の結果により特定保健指導の対象となった人には、市保健センターから案内文書を送付します。

■特定健診の結果

肥満と判定	① 血糖	空腹時血糖 100 mg / dL以上 HbA1c(NGSP 値) 5.6%以上
腹囲	② 脂質	中性脂肪 150 mg / dL以上 HDL コレステロール 40 mg / dL未満
男性 85 cm以上	③ 血圧	縮期血圧 130 mm Hg 以上 拡張期血圧 85 mm Hg 以上
女性 90 cm以上	④ 習慣	喫煙習慣がある
または BMI 25 以上		

■特定保健指導

生活習慣病のリスクが 中程度	動機付け支援 生活習慣の改善点などに 気づき、実践できるように 支援
生活習慣病のリスクが 高い	積極的支援 生活習慣改善に向けて 実践できるよう継続的に 支援

柳井ブランド「きんさい柳井」 新規認証申請・推薦を受け付けています



柳井市地域ブランド推進協議会では、柳井市の価値ある地域資源をブランドとして認証し、「柳井ブランド」としてPR するなどの販売支援を行っています。

なお、第1次・第2次・第4次・第5次認証分の更新認証は10月以降を予定しています。

○受付期間 6月1日(月)～7月31日(金)

○認証対象 応募対象は以下の9分類です。

- ① 一次産品(農作物、水産物、林産物等)
- ② 加工品(加工食品、飲料等)及び郷土料理
- ③ 工芸品(織物、陶磁器、漆器、木工品、竹工品等)
- ④ 有形文化財
- ⑤ 無形文化財
- ⑥ 民俗文化財
- ⑦ 記念物
- ⑧ 自然及び景観
- ⑨ 伝統的建造物群



①～③：農林漁業者もしくは製造業を営んでいる人
またはこれらの人で組織する法人その他団体で、
原則として、市内に住所(主たる事業所の所在地)
を有する人が応募(申請)できます。

④～⑨：どなたでも応募(推薦)できます。

○応募方法 実施要領を確認の上、商工観光課備付
の申請書類を柳井市地域ブランド推進協議会事務局
(商工観光課内)に提出してください

申請書類と実施要領は市ホームページからダウンロードできます。

●申込・問い合わせ

柳井市地域ブランド推進協議会事務局
(商工観光課内) ☎2111 内線 363



令和4年度以降の 柳井市成人祝賀式について

成年年齢を18歳に引き下げる改正民法が令和4年4月1日に施行されることに伴い、令和4年度以降の成人式は次のとおり名称を変更して開催する予定です。なお、対象年齢や実施時期に変更はありません。

○式典名称(令和4年度以降)

柳井市二十歳(はたち)の集い

○対象年齢

20歳(年度中に20歳を迎える人)

○実施時期

1月(令和4年度は令和5年1月7日(土)に開催予定)

●問い合わせ

生涯学習・スポーツ推進課 ☎2111 内線 333



市政だより



日日時 場場所 内内容 対対象 定定員
料参加料 持持参物 申申込 問問い合わせ

7月1日(水)

レジ袋有料化が始まります

プラスチックによる環境汚染問題を解決するための第一歩として、エコバッグを持ち歩くなど、レジ袋削減に協力をお願いします。

問 プラスチック製買物袋の有料化に関する相談窓口
☎ 0570-080180

7月から国民年金保険料の免除申請を受け付けます

国民年金保険料の納付が困難な人は、申請をして承認を受ければ、7月から翌年6月までの保険料が免除・猶予されます。

区分		保険料月額
令和2年度		16,540円
免除・猶予	1/4 免除	12,410円
	半額免除	8,270円
	3/4 免除	4,140円
	全額免除・納付猶予	納付なし

▼保険料の免除や猶予を受けずに未納の状態が障害や死亡など不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

▼昨年度、全額免除または納付猶予が承認された人は申請不要です。後日届く結果通知を確認してください。ただし失業を理由に承認された人は新たに申請が必要です。

▼申請時点から2年1カ月前の月まで遡って申請できます。未納期間がある人は相談してください。

▼学生の方は「学生納付特例制度」を、出産の際は「産前産後期間の免除制度」を利用してください。

▼新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送でも受け付けます。

○手続きに必要なもの ①年金手帳またはマイナンバーカード、②印鑑(自署の場合は不要)、③失業による特例申請の場合は離職票または雇用保険受給資格者証の写しなど

問 市民生活課
☎ 2111 内線 168,169

福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)の交付申請

重度心身障害者を対象に保険適用となる医療費の自己負担額を助成する制度です。

対 ①または②に該当する人(本人の所得要件有り)

①身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている人

②国民年金法施行令別表1級程度の障害を有する人

○必要書類等 医療保険の被保険者証、障害程度を証明する書類(手帳等)、印鑑

※1月2日以降に転入した人は1月1日現在の住所地で発行する令和2年度所得課税証明書、個人番号カードまたは個人番号通知カード(顔写真付き身分証明書必要)を持参してください。

○申請手続 現在受給者証が交付されていて更新手続きが必要な人には申請書を送付します。

▼過去に所得制限となった人は、申請により令和元年中の所得で再審査をします。

▼対象要件が継続していると判断される一部の人は申請を省略し、6月下旬に受給者証を郵送します。

○申請期限 6月30日(火)
※期限後は随時受け付け、申請月の初日から助成します。

申 問 市社会福祉課
☎ 2111 内線 184

交通事故情報

	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
5月発生状況	5	0	5
累計 令和2年	26	0	30
前年対比	-6	0	-9

令和2年5月31日現在

やまぐち森林づくり県民税を活用した森林の整備

森林所有者で荒廃したスギ、ヒノキの人工林、繁茂した放置竹林等でお困りの人はご相談ください。

■森林機能回復事業(間伐)

対 長期間放置され荒廃している36年生以上のスギ・ヒノキの人工林
※事業実施後20年の協定期間および皆伐禁止等の制約あり。

■繁茂竹林整備事業(伐採)

対 周辺の人工林の成長や生活面で支障をきたす繁茂拡大した竹林
※事業実施後、9年間の転用禁止等の制約あり。

問 農林水産課
☎ 2111 内線 355

グループ・サークル紹介のパンフレットを作成しました

市内各公民館などで生涯学習活動を実践している自主グループのパンフレットを作成しました。これを参考にして生活を豊かにする活動を始めてみませんか。

○配布場所 各公民館、バタフライアリーナ、図書館、生涯学習・スポーツ推進課(同課ホームページにも掲載)

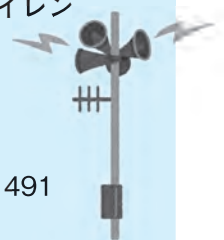
問 生涯学習・スポーツ推進課
☎ 2111 内線 331

防災行政無線放送予定

▼6月17日(水) 10:00 ごろ
緊急地震速報訓練

▼7月1日(水) 12:30 ごろ
消防署によるサイレン
吹鳴テスト

●問い合わせ
危機管理課
☎ 2111 内線 491





マスクの送り付けにご注意を

注文した覚えのないマスクが海外などから届いたという相談が全国的に増えています。代引ではなく請求書も入っていないというケースも多いようです。

送り付け商法の場合は14日間経過するとマスクを処分することができます。ただし、請求書が入っていない場合は送付先を誤っている可能性もあるため、念のため処分せずに1、2カ月程度は保管しておくことをお勧めします。不安なときは、消費生活センターに相談してください。

●消費者相談窓口

柳井地区広域消費生活センター
(商工観光課内)
☎22125



▲LINE相談受付中

寝具洗濯乾燥消毒の回収サービス

市の委託業者が寝具を訪問回収し洗濯・乾燥・消毒したのち即日宅配します。

対在宅生活をする市民で、次のいずれかの世帯に属する人

■高齢者

- ①80歳以上の高齢者のみの世帯
- ②75歳以上の高齢者のみの世帯

で、要介護状態・指定の難病等で寝たきりの状態にある人の世帯(同居者による寝具の衛生管理が可能な場合や、同一敷地内や隣接地に別世帯の75歳未満の家族が居住している場合は対象外)

■重度障害者 障害者のみの世帯または同居者による寝具の衛生管理が困難な世帯の重度身体障害者(一定の要件に該当する人、常時寝たきり状態にある障害者)の世帯

日 7月6日(月)～8月7日(金)
／(土)(日)(祝)を除く

料 敷・掛布団: 160円/枚、毛布: 60円/枚、枕: 30円/個

○その他

- ▼サービスの利用は布団等3枚と枕1個以内で年1回限りです。
- ▼訪問日は7月以降に業者から直接電話で連絡します。
- ▼離島など場所によっては訪問回収ができない場合があります。

○申請期限 6月25日(木)

申問 印鑑を持参し、以下の窓口か各出張所・連絡所で申請してください(電話申請は不可)。

▼高齢者: 高齢者支援課

☎22111 内線 186

▼障害者: 市社会福祉課

☎22111 内線 191

ネコの正しい飼い方

お宅のネコはご近所に迷惑をかけていませんか?

ネコの迷惑行為による苦情が数多く寄せられます。これらは飼い主がネコの習性を理解し、周囲への気配りと責任を持ち飼育することで解決できます。皆が気持ちよく生活できるように飼いましょう。

■習性を理解しましょう

ネコの習性は…夜行性/縄張りを持ち単独生活を好む/爪とぎをする/メスは年2～4回発情/1回の出産で3～8匹生まれる

■飼い方を見直しましょう

- ▼屋外にエサを置くと野良ネコが集まってきます。屋内で十分与えましょう。
- ▼排便のしつけをしましょう。
- ▼首輪やリボンなどをつけておきましょう。
- ▼管理出来る頭数で飼いましょう。
- 不妊、去勢手術を考えましょう
繁殖を望まない場合は不妊、去勢手術を考えましょう。

勢手術を考えましょう。

■屋内飼育に努めましょう

ネコは広い生活空間を必要としません。外では交通事故や病気への感染、害虫の寄生などの危険も増すため、屋内で飼いましょう。

■ネコを捨ててはいけません

愛護動物を遺棄すると動物愛護法により罰せられます。やむを得ず飼うことが出来なくなった場合は市に相談してください。

■野良ネコにエサを与える人へ

野良ネコにエサを与えると他所からも集まり子を産むため、手に負えなくなります。ところかまわず糞尿をするなど周囲に様々な被害を与えます。飼う自覚のない無責任な餌付けはやめましょう。

※野生動物(タヌキ・ハトなど)への餌付けも生態系のバランスを崩し、害獣化の要因になるのでやめましょう。

問 市民生活課

☎22111 内線 166



野生鳥獣から農作物を守ろう 侵入防止柵の設置補助

野生鳥獣から農作物被害を防止するため、侵入防止柵の設置を補助します。

対 電気柵、トタン壁、ワイヤーメッシュ(パネル状・ロール状)

○補助率

- ▼受益戸数1戸で侵入防止柵を設置する場合/原材料費の1/3以内(補助限度額10万円)
- ▼隣接する受益戸数2戸以上が共同で侵入防止柵を設置する場合/原材料費の1/2以内(補助限度額20万円)

申問

購入前に必ず連絡してください。
農林水産課 ☎22111 内線 355

6月23日(火)～29日(日)は 男女共同参画週間

○キャッチフレーズ

- ▼そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。
- ▼ワクワク・ライフ・バランス

問 政策企画課

☎22111 内線 470

令和元年度 情報公開制度の運用状況

(件)

実施機関 区分	請求等	処理状況				審査 請求
		全部 公開	部分 公開	非公開	文書 不存在	
市長	37	30	11	0	1	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0
議長	3	2	0	0	1	0
合計	41	32	12	0	2	0

※1件の請求につき複数の処分があるため、請求等の件数と処理状況の件数が異なります。

令和元年度 個人情報保護制度の運用状況

(件)

実施機関 区分	請求等	処理状況				審査 請求
		開示	一部 非開示	非開示	文書 不存在	
市長	2	1	1	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0
合計	3	2	1	0	0	0

※訂正・削除・利用中止に関する請求は0件。

令和元年度 審議会等の会議の公開運用状況

実施機関 区分	会議(件)				傍聴 (人)
	計	公開	一部 非公開	非公開	
市長	162	57	4	101	46
教育委員会	23	19	2	2	5
農業委員会	12	12	0	0	5
固定資産評価 審査委員会	1	1	0	0	0
合計	198	89	6	103	56

※会議の開催は市役所1階ロビー掲示板、各出張所・連絡所、総務課ホームページに掲載しています。

※個人情報保護などの理由で非公開とする場合があります。

●問い合わせ 総務課 ☎2111 内線 432

柳井農業振興地域整備計画の
見直しが完了しました

柳井農業振興地域整備計画書の縦覧を農林水産課で行っています。

計画で農用地区域として設定した土地は原則として農地転用できません。ただし、特別な場合で、農用地区域からの除外(年3回受付)や用途変更を検討される場合は問い合わせてください。

【場】農林水産課

☎2111 内線 352

木造住宅の無料耐震診断
・耐震改修補助

木造住宅の耐震診断を無料で行い、耐震改修を実施する場合は補助します。

【対】所有する昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅に現住し、市税の滞納がない人(賃貸住宅は対象外)

○募集件数

▼木造住宅耐震診断 6戸

▼木造住宅耐震改修 1戸

※申込多数の場合は10月上旬に抽選

○補助限度額(改修のみ)

100万円(4/5補助)

○申込期限 9月18日(金)

【問】都市計画・建築課

☎2111 内線 236,237

老朽危険空き家除却費用補助

○対象空き家 次の条件を全て満たす木造住宅で、不良度判定が基準を満たし、かつ周辺への危険があるもの

▼常時無人の状態の戸建て住宅

▼2分の1以上が居住用

▼個人が所有する住宅

▼所有権以外の権利が設定されていない住宅

▼法的措置を命じられている特定空家等でないこと

※申込後、事前に現地調査を実施し、住宅の不良度や周辺への危険度を判定します。

○補助対象者 次の全てに該当する人(法人を除く)

▼老朽危険空き家の所有者または老朽危険空き家がある敷地の所有者(相続人・代理人を含む)

▼柳井市の市税の滞納がない人

▼世帯全員の市町村民税所得割額の合計額が304,200円未満の人

○募集期間

6月15日(月)～8月31日(月)

○募集件数 7件(申込多数の場合は現地調査の判定により決定)

○補助対象経費 市内に本店がある解体業者へ依頼し支払った老朽危険空き家の除却工事費用(住宅の一部を除却する工事、他の制度による補助金等の交付

対象となる工事費用は補助対象経費に含まない)

○補助額 補助対象経費の額の1/3(上限額30万円)

○注意事項

▼補助金の交付決定前に工事に着手した場合(契約を含む)は補助対象外となります。

▼令和3年1月31日(日)までに事業を完了できない場合は補助を受けられません。

【問】都市計画・建築課

☎2111 内線 235

しゅうなん若者サポートステーション
対象が49歳まで広がりました
(要予約)

キャリアコンサルタント・臨床心理士が就労に関する不安や悩みを一緒に考えていきます。各種セミナーや職場見学・体験に加え、氷河期世代向けの講座も用意。学校中退者支援も行っています。

【日】毎週火～(土) 9:30～17:30

※祝・年末年始は休館

【対】15～49歳までの求職者およびその保護者・関係者

【問】しゅうなん若者サポートステーション

☎0834-27-6270

子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人1万円)は 6月25日(木)に支給します(申請不要)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するための臨時特別給付金は、**公務員を除き6月25日(木)**に児童手当振込口座に支給します。対象者や支給額は広報やない令和2年5月14日号(No.328)3ページを確認してください。

！公務員は申請が必要です

公務員は、所属庁から申請書が配布されます。
所属庁で支給対象者であることの証明を受け、
市に提出してください(郵送可)。

○提出期限 10月30日(金)※必着

○支給日 申請書受領後、随時

●提出先・問い合わせ

市社会福祉課

☎②2111 内線 187



戦没者等の遺族への 特別弔慰金(第11回)の支給

①令和2年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金を受ける人がいない場合に、戦没者等の死亡当時の遺族のうち、次の順番による先順位の一人

※令和2年4月1日以降に遺族が死亡した場合は、相続人が請求することができます。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹(戦没者等と生計関係の有無、婚姻による姓の変更等により順番が入れ替わります)

④上記①から③以外の三親等内の親族(甥、姪等)(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限られます)

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 令和5年3月31日まで(請求期間を過ぎると時効となり、第11回特別弔慰金を受ける権利が消滅します)

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

市社会福祉課

☎②2111 内線 183

6月は環境月間

・住環境衛生推進月間です

■環境保全活動に取り組みましょう

「ぶちエコやまぐち〜CO₂削減県民運動〜」に取り組みましょう。

▼ライトダウン／可能な範囲で照明の消灯をしよう。

▼クールビズ／ノーネクタイ、ノー上着など服装を工夫しよう。

▼エコドライブ／やさしいアクセル操作でゆっくり発進しよう。
タイヤの空気圧は定期的に点検しよう。

▼緑のカーテン／つる性植物で窓を覆うと室内を約3℃下げる効果があります。

▼ノーマイカー運動／6月はノーマイカー強化月間です。

○ねずみ・衛生害虫の防除を！

▼ゴキブリなどの衛生害虫は気温の上昇とともに活動が活発になります。生活環境への侵入を防ぎ駆除に努めましょう。

▼掃除や食品、残飯などをしっかり管理しましょう。

▼薬剤を使うときは使用上の注意を守り安全に注意しましょう。

○空き地の適正管理を！

▼草刈りなどにより土地の環境美化に努めましょう。

○換気にご注意を！

▼気温が高い時期、特に新築・改築・改装後の建物では換気に努めましょう。

▼化学物質を放散する建材・内装材で室内の空気が汚染され、体調不良を訴える事例が起きています。夏期は十分換気するよう心がけましょう。離れた2カ所の窓を開けると効果的です。

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

☎②2111 内線 165

市営柳井まちなか駐車場

回数駐車券の販売場所が変わりました

○料金

1時間ごとに100円(30分以内は無料)

24時間までごとに最大500円

▼回数駐車券 1冊1,000円(100円券11枚つづり)

⇒(有)山中 本社亀岡店でのみ購入可能

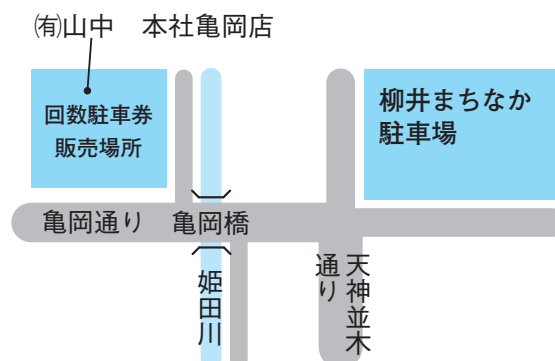
▼定期駐車券 1カ月につき4,400円

⇒都市計画・建築課でのみ申込可能

●問い合わせ

都市計画・建築課 ☎2111 内線232

【回数駐車券販売場所】

7月は再犯防止啓発月間・
社会を明るくする運動強調月間

犯罪や非行のない安心・安全な社会を築くには家庭や地域づくりとともに、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことが大切です。

▼犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

▼犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えましょう。

▼就労や住居等の生活基盤づくりに協力をお願いします。

問市社会福祉課

☎2111 内線184

市民相談

弁護士による福祉無料法律相談
／高齢者・障がい者優先

(要予約・市民対象)

日 6月17日(水) 9:00～11:30

場市総合福祉センター3階研修室

内遺産分割、債務不存在確認、成年後見申立などの初期相談

定 5人(先着順)

○相談時間 30分以内

申問市社会福祉協議会

☎213800

弁護士による無料法律相談
(要予約・市民対象)

日 7月8日(水) 9:30～12:00

場市役所3階大会議室

定 8人(定員になり次第締切)

申問 7月1日(水) 8:30 から電話で受け付けます(先着順)。

市民生活課

☎2111 内線161

行政・市民相談

日 7月8日(水) 13:30～16:00

／受付 15:30 まで

場市役所3階大会議室

内行政相談：行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

市民相談：行政書士会岩国支部柳井地区会員による官公署手続、書類作成等の相談

問市民生活課 ☎2111 内線161

行政相談

日 7月8日(水) 13:30～16:00

／受付 15:30 まで

場ふれあいタウン大島

内行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

問大島出張所 ☎45 2211

岩国年金事務所による
年金相談(要電話予約)

日 7月9日(木), 22日(水)※／10:00～12:00, 13:00～16:00

※第4(木)が祝日のため(水)に開催

場市役所3階大会議室

申問 8月13日(木), 27日(木)の年金相談の予約は7月1日(水)から受け付けます(先着順)。定員になり次第締め切るため、早めに申し込んでください。予約の際には基礎年金番号を確認します。

岩国年金事務所お客様相談室

☎0827 24 2222



6月から市ホームページやFacebookページ「やないDE子育て」で「家庭児童相談室からのおたより」を掲載します

家庭児童相談室では6月から毎月、市ホームページやFacebookページ「やないDE子育て」で専門の相談員からのおたよりを掲載し、子育てに関するコツや見逃しがちな点を紹介します。ちょっとした悩みでも一人で抱え込まず、相談してください。

こんな時は家庭児童相談室へ

- ▼子どもを叱り過ぎた。そんな自分を責めてしまう。
- ▼子どもがイライラしたり気持ちが沈んでいるときの接し方が分からない。
- ▼子どもがやることにイライラしてしまう。



●問い合わせ・相談窓口

家庭児童相談室(社会福祉課内)

☎②2111 内線 190,194

児童巡回相談(無料・要申込)

18歳未満の児童の虐待、育児、健康、障がい、非行などあらゆる相談に応じます。

☎7月13日(月) 10:30～16:30

☎県柳井健康福祉センター

○相談員 児童心理司、児童福祉司、家庭相談員等

○申込期限 6月22日(月)

☎問岩国児童相談所

☎0827②1513

『女性の権利110番』 &『LGBTの権利110番』 (無料電話相談)

女性に対する暴力や離婚に関する諸問題などの女性の権利一般に関することやLGBTの権利に関する相談を無料で受け付けます。

☎6月30日(火) 10:00～16:00

○特設電話(無料)

☎083-920-8730

※1人当たり15分程度

○主催 山口県弁護士会、日本弁護士連合会

☎山口県弁護士会事務局

☎083-922-0087

FAX 083-928-2220

講座・教室

狩猟免許の更新および試験・講習会(要申込)

①狩猟免許更新講習会

☎日場

7月1日(水), 2日(木) 10:00～17:00
／県柳井総合庁舎

7月8日(水), 9日(木) 10:00～17:00
／県岩国総合庁舎

☎料 2,900 円

○申込期限 実施日の1週間前

②狩猟免許試験

☎日場

8月2日(日) 9:00～16:00

／岩国市地方卸売市場

8月23日(日) 9:00～16:00

／周南市保健センター

☎料 5,200 円

○申込期限 実施日の9日前

③狩猟免許取得等経費の助成

わな猟免許、第一種銃猟免許の新規取得者に助成します(新規に取得し、当該年度内に狩猟者登録をすることが必要)。

○助成額 わな猟免許15,000円、
第一種銃猟免許67,000円

■共通事項 ①～③

☎問岩国農林水産事務所

☎0827②1567

④狩猟免許講習会

☎日場各会場の試験日前日 9:00～
15:30／試験と同会場

☎料初心者6,000円、猟友会会員
4,000円

☎問県猟友会

☎083-924-3517

夏の星座を観る会 (無料・要申込)

夏の星座を観察します。

☎日7月18日(土) 20:00～21:00

※雨天・曇天は中止。

☎場星の見える丘工房

☎対幼児・児童・生徒は保護者同伴

☎定20人(先着順)

○申込期限 7月10日(金)

☎問生涯学習・スポーツ推進課

☎②2111 内線 331



しらかべ学遊館放課後子ども教室

■チャレンジし隊

「めざせ！藤井聡太！！」

日 7月4日(土) 13:30～15:30

場 市理科研修所(柳井小学校内)

内 将棋の基本を学び、楽しむ

定 小学生20人程度(先着順)

料 30円(保険代)

○申込期限 6月29日(月)

●申問 しらかべ学遊館

☎②4518

催し

「土砂災害から命を守る」
パネル展示

日 7月1日(水)13:00～17日(金)15:00

場 市役所1階ロビー

●過去に発生した災害の状況や非常時に向けた対策などをパネルで紹介します。

○主催 山口県防災・砂防ボランティア協会

●危機管理課

☎②2111

内線 491

柳井図書館 おはなしの会
(無料・申込不要)

日 6月27日(土)

■乳幼児向け 13:30～14:10

おはなしバスケット／絵本の読み聞かせ「おでかけばいばい」ほか、大型絵本、しかけ絵本

■幼児・児童向け 14:30～15:30

おはなしの会／絵本の読み聞かせ「カエルのおでかけ」ほか、大型絵本、素話

●場 柳井図書館2階視聴覚室

○出演 お話サークル ことこと

●問 柳井図書館 ☎②0628

募集

市営住宅入居者

入居資格など詳しくは問い合わせてください。

○住宅名

▼一般住宅：琴風・迫田・高須・新庄北・瀬戸・串の下・本町

○申込期限 6月30日(火)

※郵送の場合は当日消印有効

○注意事項

▼申込多数の場合は抽選

▼単身者の申込が可能な住宅あり

▼同一の募集住宅・住戸タイプが2戸以上ある場合、高齢者世帯等のみで抽選する優先枠を設定

▼原則、公営住宅居住者は申込不可

●申問 所定の申込書に63円切手2枚を貼付して申し込んでください。

〒742-8714 都市計画・建築課

☎②2111 内線 236,237

令和2年度 火災予防作品
(防火標語の部)

●対 柳井市、周防大島町、上関町、平生町に居住する65歳以上の人

○課題 以下のいずれかの防火標語

▼住宅防火(特に住宅用火災警報器)に関するもの

▼放火火災防止に関するもの

▼火災が起こった際、火がつきにくく、燃え広がらない防災エプロンの普及に関するもの

▼その他火災予防に関する標語(山火事予防に関するものは除く)

○その他

▼作品は自作・未発表のもので、一人二点まで

▼金賞の標語は県の2次審査に提出します。

▼著作権は主催者に帰属します。

○応募期限

10月29日(木) ※当日消印有効

●申問 はがきなどに作品(防火標語)・郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記して提出してください。

〒742-0031 柳井市南町5-4-1

柳井地区広域消防本部予防課

☎③7774

FAX③4503

放送大学2020年度第2学期
(10月入学)学生

多彩な放送授業が300科目あり、1科目から選べます。生涯学習やキャリアアップ、資格取得を応援します。

○出願期間

▼第1回

6月10日(水)～8月31日(月)必着

▼第2回

9月1日(火)～15日(火)必着

●申問 放送大学山口学習センター

〒753-0841 山口市吉田1677-1

☎083-928-2501

試験

令和2年度 消防設備士試験

○試験日 9月6日(日)

○受験地

下関市、山口市、周南市

○試験の種類

甲種(特類、第1～5類)

乙種(第1～7類)

○願書受付期間

▼電子申請

6月29日(月)～7月13日(月)

▼書面申請

7月2日(木)～16日(木)

●問 柳井地区広域消防本部予防課

☎③7774

健康 & すくすく

やないファミリー・サポート・センター 親子でリラックス 子育て中のママ・パパの おしゃべりサロン♪(要申込)

子育てのことなど気軽におしゃべりしませんか？

日 7月15日(水) 10:00～11:30

場 市総合福祉センター2階

内 プラ板でキーホルダーを作ろう

対 定 未就園児の親子15組

料 50円(材料費)

○申込期限 7月8日(水)

申 問 やないファミリー・サポート・センター ☎23 0668

心配ごと相談(無料・市民対象)

日 7月7日(火) 9:30～12:00

場 市総合福祉センター2階会議室

内 家族、健康、福祉、医療などの
悩みごと相談

問 市社会福祉協議会

☎23 3800

7月の健康相談(要予約)

■健康相談の日

日 毎週(月)(水)(金) 9:00～11:30

※24日(金)を除く。

■こころの相談会

日 7月1日(水) 13:30～15:00

場 いずれも市保健センター

申 問 前日までに予約してください。

市保健センター ☎23 1190



6月は「食育月間」 毎月19日は「食育の日」

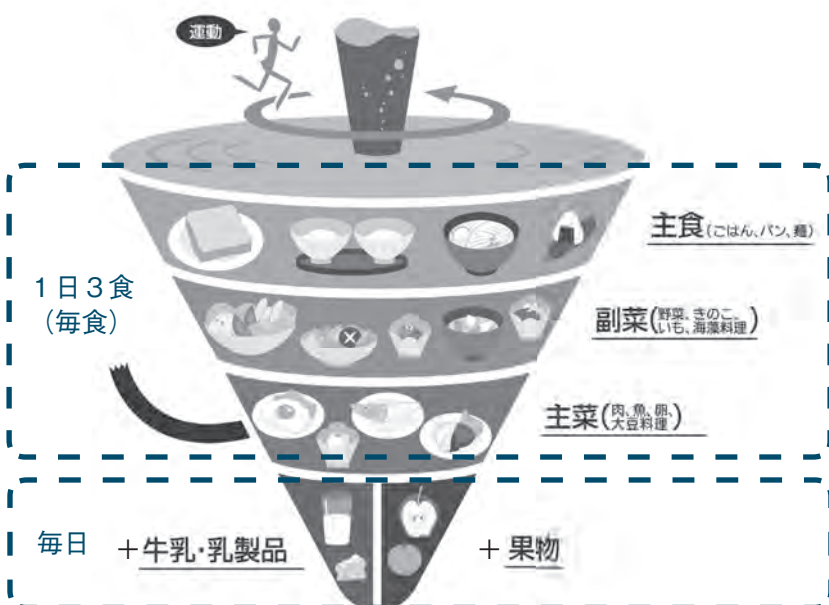
日頃の食生活を振り返り、見直してみましょう

規則正しい食習慣は生活のリズムを整え、適正体重の維持や便秘の改善、自律神経の乱れを防ぐなどの効果があります。また私たちは1日3食バランスよく食べることで、必要な栄養素を取り入れています。

生活習慣病予防や感染症予防のためにも、多様な食品をバランスよく組み合わせた食事を摂るようにしましょう。

●問い合わせ 市保健センター ☎23 1190

毎食、主食・主菜・副菜をそろえ、
毎日、牛乳・乳製品と果物を取り入れましょう



▲厚生労働省・農林水産省作成「食事バランスガイド」

理想的な食事バランスを示したもので、1日に何をどれだけ食べればよいかわかりやすくなっています。5つのグループをまんべんなく、上の方にあるグループほどしっかり食べると、栄養バランスが整います。

いざという時に役立つ食材を 買い置きしておきましょう

主食になるもの

米、乾麺(そうめん、そば、うどん、中華麺)、冷凍うどん、もち、シリアル

主菜になるもの

冷凍肉・魚、加工品(ウインナーなど)、缶詰(ツナなどの魚料理、肉料理)、大豆水煮、蒸し大豆、高野豆腐

副菜になるもの

根菜類(玉ねぎ、大根など)、かぼちゃ、乾物(切り干し大根、カットわかめなど)、缶詰(トマトの水煮など)、冷凍野菜(ミックスベジタブル、枝豆など)

間食・デザートになるもの

りんご、みかん、バナナ、ドライフルーツ、缶詰(みかん、桃など)、チーズ、ヨーグルト、スキムミルク、野菜ジュース、100%果物ジュース、豆乳

がん検診無料クーポン券の発送時期を変更します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、広報やない令和2年4月9日号(No.327)でお知らせしたがん検診無料クーポン券の発送時期を**8月上旬**に変更します。

右記の対象者で、無料クーポン券発送前にがん検診の受診を希望する人やすでに受診した人は、保健センターに連絡してください(すでに受診した人には自己負担金を返還します。)

●問い合わせ 市保健センター ☎③1190

○発送時期

6月上旬 ⇒ 8月上旬

○対象(柳井市民限定)

▼乳がん(女性のみ)・大腸がん

／S55.4.1～S56.3.31 生まれの人

▼子宮頸がん(女性のみ)

／H12.4.1～H13.3.31 生まれの人

まちの出来事



5/18 児童用のマスク 4,000 枚を寄贈

株式会社ストーンマーケット(中村泰二郎代表取締役社長・柳井市出身)から、故郷の子どもたちが健やかに育ち、学習に取り組めるように願いを込め、児童用マスク 4,000 枚が寄贈されました。中村社長は福岡県在住のため、県境を越えないよう郵送でマスクを送り、届いたマスクは市内小学校などに配布されました。



5/28 令和2年度春の緑綬褒章受章を報告

柳井市食生活改善推進協議会会員の藤島曙美さん(写真中央)が、地域住民の食生活に関するアドバイスや料理教室の開催、普及啓発活動など36年以上にわたる取り組みを評価され、春の緑綬褒章を受章し、市長に報告しました。藤島さんは「今回の受賞は協議会会員の協力のおかげ。信じられないことで、とても嬉しい。毎日目が覚めるとずっと台所で料理や栄養のことを考えている。これからも老人給食や料理教室などを続けていきたい」と語りました。



新型ウイルスに立ち向かった江戸時代の農民たち

市教育委員会社会教育指導員 松島 幸夫

今、新型コロナウイルスの蔓延^{まんえん}が収束に向かう兆しもありますが、警戒を緩めることはできません。

ところで、柳井の農民たちは江戸時代にも新型ウイルスに苦しめられました。人間ではなく牛が感染する牛疫^{ぎゅうえき}でした。

寛文12年(1672)に、大陸から新型ウイルスがやって来て、防長両国で93%以上の牛が死亡しました。大惨事です。人間ではなく、牛でよかったとは言っておれません。牛が水田を耕す時代ですから、稲作ができなくなりました。

この牛疫は、急速に、広範囲に伝染しました。症状としては、高熱になり、鼻頭が乾き、口の中が炎症を起こして様々な色に変わり、涎^{よだれ}が止まらず、頭を周囲に打ち付けた後に、死に至ったのです。

この苦い経験から、貴重な教訓も得ています。「死を逃れた少数の牛はいずれも山中に引き入れて繋ぎ、牛疫が収まった後に連れ出した」との記録があります。科学的な知識はなくとも経験から、隔離が有効であったことを知ったのです。

白濁東の心光寺には千手観音菩薩が安置されており、市有形文化財に指定されています。併せて観音菩薩にまつわる縁起を記した巻物も指定になっており、その中には次の記載があります。

「ある時、吉川の殿様が白濁の千手観音菩薩を手元に置きたいので、岩国へ差し出せと命じられました。地元民は、惜しみ悲しみました。千手観音菩薩が牛馬を守る本尊だったからです。地元民の篤い願いが殿様の耳に届き、白濁安置を許された」

牛疫に当たり、岩国藩主の吉川広嘉公は河内国金剛山^{きんがわのくにこんこうざん}に使者を派遣して牛疫退散の祈禱を行っています。当時は科学的な知識がなく、悪霊や鬼神の仕業と考えて神仏に救いを求めました。同じように白濁村の住民は千手観音菩薩に牛疫終焉^{しゅうえん}の願いを託したのです。



▲白濁東の心光寺

●問い合わせ

文化財室 ☎2111 内線 332

休日夜間応急診療所 ☎29001

受付は診療終了時間の30分前まで／土曜日休診

■休日昼間：9:00～12:00, 13:00～17:00

■平日夜間：19:00～22:00

救急医療電話相談

こども(15歳未満)の相談 19:00～翌朝8:00

☎#8000 (つながらないとき／☎083-921-2755)

おとな(15歳以上)の相談 24時間365日対応

☎#7119 (つながらないとき／☎083-921-7119)

※緊急・重症の場合は迷わず119番に通報してください。

水道修理連絡先 ☎090-9505-1140

市指定水道工事協同組合加盟業者

(有)笹木設備、トオル電気(株)、日昭住設(株)、

ベルダ(株)、(株)一山電業

7月のけんけつ(400ml 限定)

○日程

5日(日)	9:30～12:00	ゆめタウン柳井
	13:15～15:30	〃
14日(火)	9:45～11:15	中国電力ネットワーク(株) 柳井ネットワークセンター
	13:00～14:00	坂本病院
	15:00～16:30	JA山口県柳井支所

●問い合わせ 市保健センター ☎231190



市の人口

5/31
現在

31,370人	増	転入	24人
(前月比71人減)		出生	11人
男性14,660人		その他	3人
女性16,710人	減	転出	74人
15,628世帯		死亡	33人
		その他	2人

「どうしたの」 しんぱいだから かける声

しらかべ ポリスニュース

柳井警察署 ☎③0110



梅雨時期の交通事故を防止しよう

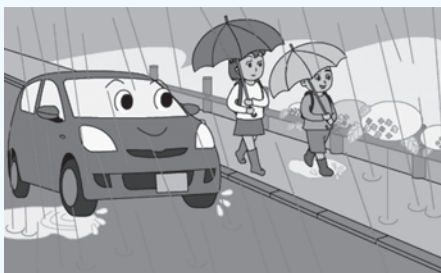
雨の日が多い梅雨時期は、路面が濡れて滑りやすくなるほか、見通しや視界が悪くなるなど悪条件が重なるため、普段以上に慎重な運転が必要となります。

特に急発進、急ハンドル、急ブレーキなどの運転操作を行うと、車を制御できない横滑りが発生し、交通事故の原因となるので注意が必要です。

また、濡れた路面は止まりにくく、乾いた路面に比べて制動距離が長くなりますので、いつも以上に速度を落とし、車間距離を十分とって走行しましょう。



歩行者の側を通る時は、速度を落として泥や水をはねないように心掛けるなど、時間と心にゆとりを持って安全運転に努めましょう。



表紙写真の説明



平郡東島おこし推進協議会（森田 修 会長）が、平郡島で栽培したサツマイモ「へぐり丸」と甘夏各 100kg を、特定非営利活動法人フードバンク山口（今村主税理事長）に寄贈しました。いずれも収穫後、未利用のまま貯蔵されていたもので、吉本興業㈱と同社所属のお笑い芸人で地域おこし協力隊員の古谷勇人さん（芸名「ぶるぼん」）の橋渡しによりフードバンク山口

新刊情報 図書館だより

柳井図書館 ☎②0628

大島図書館 ☎④2226

■休館日：毎週月曜日

柳井図書館／祝日の翌日、6/30 ㊄

大島図書館／祝日



新刊図書の一部をご紹介します。

■一般書（柳井図書館）

三兄弟の僕らは・・・・	小路 幸也
親方と神様・・・・	伊集院 静
雪と心臓・・・・	生馬 直樹
銀花の蔵・・・・	遠田 潤子
透明な夜の香り・・・・	千早 茜
魔女たちは眠りを守る・・・・	村山 早紀
注文の多い料理小説集・・・・	柚木 麻子 ほか
中原中也のいる風景・・・・	瀧 彰太郎
月のケーキ・・・・	ジョーン・エイキン
謎解き日本列島・・・・	宇田川勝司
はじめての感染症図鑑・・・・	岡田 晴恵
野村の教え方・・・・	野村 克也

■一般書（大島図書館）

動脈爆破・・・・	濱 嘉之
いつでも母と・・・・	山口恵以子
最後の講義完全版・・・・	西原理恵子
老いる勇氣・・・・	岸見 一郎
病気にかかるお金がわかる本・・・・	畠中 雅子

■児童書（柳井図書館）

どうぶつクッキー・・・・	彦坂 有紀
ほっほっほたる・・・・	相野谷由起
ねずみのおきょう・・・・	ひだきょうこ
きみに応援歌を・・・・	大野 益弘
レッツはおなか・・・・	ひこ・田中

での有効活用が実現。寄贈された食材は6月中に県内60カ所の子ども食堂に届けられます。森田会長は「へぐり丸は皮が薄く、料理しやすい。色々な料理方法で活用してほしい」と、古谷さんは「へぐり丸も甘夏も、どちらも収穫を手伝ったもの。とてもおいしいので、子どもたちに食べて喜んでもらえたら嬉しい」と話しました。

知らないよ その一言で すませない

6/3 株式会社トクヤマ 進出協定調印式 南浜に先進技術事業化センターを開設



▲先進技術事業化センターが進出する南浜の遊休地

◀調印した進出協定書を掲げる井原市長、横田社長、村岡県知事(左から)

周南市に本社を置く株式会社トクヤマ(横田 浩代表取締役社長執行役員・写真中央)が柳井市南浜に先進技術事業化センターを開設することに伴い、山口県庁で進出協定調印式が行われました。

オンライン会議システムでWEB出席した横田社長は「十分な広さの土地と建物があり、徳山製造所との連携が取りやすく、早期の事業立ち上げができることから選定した。県や市からも支援をいただき感謝している。柳井金魚ちょうちん祭りに参加するなど、地元に根差した事業所にしていきたい」と話し、市長は「進出予定地は長い歴史と先人の思いの詰まった土地であり、これまでの関係者の努力が実を結んだ。柳井市のみならず柳井

広域圏、県東部地域の経済発展につながることを期待しており、今後も支援していきたい」と感謝の意を述べました。

先進技術事業化センター(操業開始時従業員数50人程度)は令和3年4月操業予定で、放熱材として使用する窒化ケイ素をはじめとする先端材料の開発・製造を行います。



▲事業化を目指す窒化ケイ素



ケイトウ

1年草 ヒユ科

花穂の形状がニワトリのトサカに似ていることから、「ケイトウ(鶏頭)」と呼ばれます。先端が平たく帯状や扇状に大きく広がり、これがよく目立つのが大きな特徴です。フラワーランドではフラワーガーデンに約20,000本のケイトウを植栽しており、背丈の高い「センチュリー」とコンパクトサイズの「きもの」という品種の組み合わせで、棚田一面が赤、黄、オレンジ、ピンクなどのカラフルな色に染まります。

「音訳しらかべの会」の皆さんによる「声の広報(音訳版広報)」を市ホームページに掲載しています。